

業務仕様書

1 業務名

新型コロナウイルス感染症陽性患者等帰宅等支援事業（以下「搬送業務」という。）

2 契約履行期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

3 業務内容

(1) 業務概要

ア 受託者は、受託者が用意する専用車両（タクシー等）により、本市内の重点医療機関、協力医療機関その他関係期間（以下「医療機関等」という。）から新型コロナウイルス感染症陽性患者又は疑似症患者（以下、「患者」という。）の発生等、医療機関等から患者の自宅等への搬送依頼を、保健所を経由せずに受託者が直接受けることにより配車をし、患者の自宅等に搬送する。

イ 上記アのほか、受託者は、保健所が作成する運行依頼書に基づき患者を指定された場所へ搬送する。

ウ 受託者は、患者の搬送後、受託者の管理する場所又は委託者の指定する場所において、専用車両等の消毒を受託者自ら実施する。

(2) 業務時間及び配置車両台数

ア 業務時間

0時～24時まで（休憩3時間を除く実働21時間の交代勤務）

イ 配置車両台数

普通車両（1台につき1～2名程度を搬送） 8台

※感染状況を踏まえ、配置車両台数の増減を依頼することができる。この場合においては、2週間以上前までに委託者から受託者に通知するものとする。

(3) 待機場所

受託者が管理する場所で待機すること。また、委託者から待機場所の指定があった場合はその場所で待機すること。

(4) 車両の消毒

受託者は、搬送終了の都度、原則、受託者の管理する場所で車両の消毒作業を行うこと。患者が触れた部分については特に念入りに、それ以外の車内全体も含めて高濃度アルコール等の消毒剤を用いて清拭すること。また、委託者の指定する施設での消毒作業が必要な場合は別途協議により決定する。

なお、消毒作業にあたっては、防護服、マスク及び手袋等の感染防護措置を講じて実施するとともに、終了後は着用及び使用した物品は適正に廃棄するとともに、手袋を外した後すぐに手洗い等手指消毒を行うこと。

※感染症法等の国の関係法令、通達・通知等に基づいた感染症対策を適切に実施すること。

(5) 患者の搬送依頼方法

受託者は、あらかじめ搬送依頼を受け付けるオペレーターを設置し、搬送を希望する医療機関等は、受託者へ依頼するとともに、委託者に依頼の旨のFAXを送付

するものとする。また、保健所から依頼を行う場合は、運行依頼書を作成し、電話、FAX、Eメール等により連絡する。

(6) 患者の搬送方法

運転手はあらかじめ委託者が支給する防護服等を着用し、専用ダイヤルオペレーターの指示に従い患者の搬送を行うものとする。

(7) 搬送に係る経費

搬送業務に使用する車両及び運行に必要な感染防止のための対策費用、その燃料費や車検費用等搬送車両に係るすべての費用は受託者の負担とする。また、運行時に患者又は医療機関等との連絡で使用する携帯電話は受託者が用意する。

なお、搬送業務において必要に応じて高速道路を使用した場合（原則、患者搬送後の待機場所への帰路の使用は除く。）は委託者に領収書等を提出することにより実費相当額を請求することができる。

(8) 体調管理

受託者は、毎朝、勤務者の健康チェックを行い、業務に適さない体調不良等がある場合は、当日の業務を見合わせることにし、受託者に連絡すること。

(9) 呼気中アルコール濃度の測定

受託者は、勤務開始時及び終了時に、勤務者の呼気中アルコール濃度の測定を行い、その結果を記録することとし、当該記録を1年間保存すること。なお、呼気中アルコール濃度が0.05mg/L（基準）以上の場合は、基準を下回るまでの間、事務室内で待機させるものとする。

(10) 業務記録の提出

受託者は搬送業務の遂行にあたり、「運転日報（別添資料2）」、「車両・消毒台数等内訳明細書（別添資料3）」、「集計表（別添資料4）」を作成し、業務終了後、Eメールにより遅滞なく提出すること。

(11) その他

業務中に事故が発生した場合及び業務内容に関する疑義が生じた場合は、直ちに委託者に連絡すること。

4 受託者が用意する搬送車両

(1) 搬送車両は、車内換気設備が装備され、運転席と助手席の運転エリアと後部座席の乗車エリアに区分し、ビニールシート等で仕切り、搬送業務従事者の感染予防対策を講じているものとし、常に整備し良好に管理を行い、本業務の遂行に支障ない状態であること。また、禁煙車であること。

(2) 道路運送車両法の関係法令を遵守し、定期点検整備等の諸手続きを終了していること。

(3) 自動車保険（任意保険）に加入していること。

5 業務実施における留意事項

(1) 搬送業務を遂行するにあたっては、運転手は第二種運転免許証を有し、委託者が支給する防護服等を着用し、感染予防対策を講じること。

(2) 搬送業務中は、業務に専念するものとする。委託者が指定した場所以外への立ち寄ってはならない。

(3) 運転手について、業務遂行中はやむを得ない場合を除き、車両から降車してはな

らない。

- (4) 患者を乗車させる際は、本人であることを確認したうえで乗車させること。
- (5) 車両には、原則として、運転手、患者以外の者を乗車させることはできない。
- (6) 受託者は、乗車対象者が患者であることに十分配慮して、安全運転等に努めること。
- (7) 車両内で使用した物品（携帯電話等）を、車外へ持ち出す場合は、消毒を実施すること。
- (8) 受託者は原則として運転手のみで業務を行うものとするが、あらかじめ患者の誘導等の必要性が認められる場合は、受託者自らの負担により補助者を同乗させ、誘導等の業務にあたらせることができる。
- (9) 運転手等が当業務により新型コロナウイルス感染症等に罹患した場合の当該運転手等への補償については受託者において行う。
- (10) 受託者は、契約締結後、搬送車両及び運転手の感染防護措置、車両の消毒方法について委託者の確認を受けること。

6 料金計算等

- (1) 車両使用料（人件費等含む）
下記対象車両をそれぞれ1台あたりの日額で積算する。
ア 稼働車両（出動があった場合）
イ 待機車両（出動がなく待機となった場合）
※出動があった場合とは、出動後に依頼がキャンセルになった場合を含む。また、搬送が日をまたいだ場合は、車両が出動した日が稼働車両の対象となる。
- (2) 車両消毒料（自社施行）
搬送後、自社で消毒作業を行った台数を積算する。
※搬送が日をまたいだ場合は車両が出動した日で積算する。
- (3) 消費税の取扱い
各単価内税とする。
- (4) 完了届の提出
受託者は毎月、業務の完了後に委託者へ完了届を提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (5) 請求
受託者は、検査合格後、月ごとに委託者に請求する。

7 個人情報の取扱いに関する留意事項

受託者は、この契約による業務を処理するにあたっては、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

8 業務主管課

札幌市保健福祉局保健所医療対策室業務調整課患者搬送担当係
(札幌市中央区北1条西19丁目 塚本ビル3階 電話 070-7404-4365)

9 事前提出書類

受託者は契約締結後速やかに、次の書類を委託者に提出すること。

また、契約履行期間中に提出した書類の内容を変更する場合には、速やかに委託者に変更後の書類を提出するものとする。

- (1) 受託者が用意する車両の車検証の写し
- (2) 搬送車両の車名及び車両番号、携帯電話番号を記載した書類

10 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 搬送業務に使用する車両において、アイドリングストップを行うなど、排気ガスの低減に努めること。

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議のうえ決定する。

(別添資料)

- 1 搬送業務フロー
- 2 運転日報（例示あり）
- 3 車両・消毒台数等内訳明細書（例示あり）
- 4 集計表（例示あり）
- 5 事故発生時の対応

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
 - 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
 - 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
 - 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
 - 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

- 第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
 - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
 - (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
 - (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
 - (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

- 第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で

利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

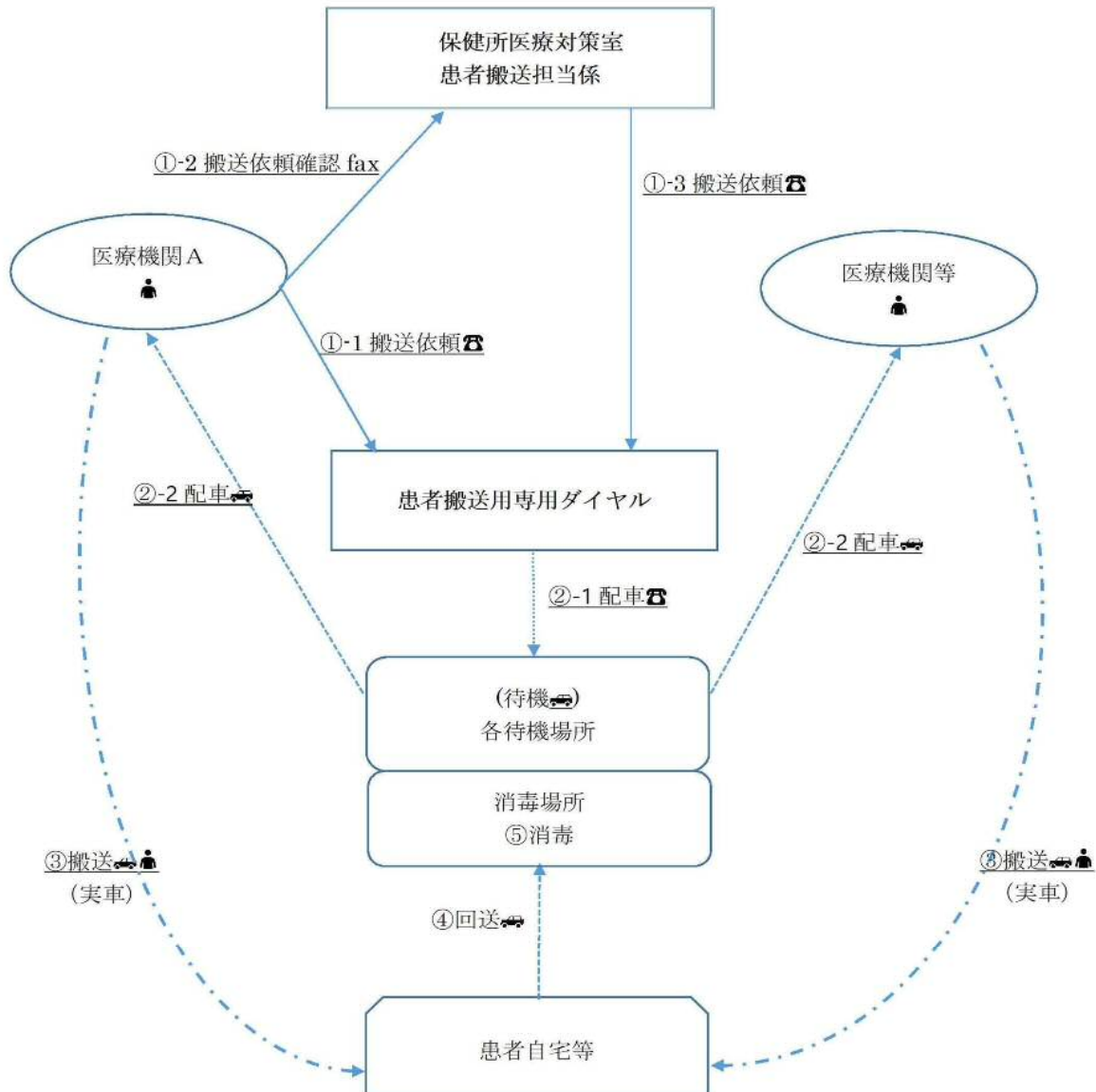
第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【搬送業務フロー】



- ①-1、①-2 → 陽性患者等の搬送を希望する医療機関は、専用ダイヤルに依頼するとともに、保健所患者搬送担当係に依頼した旨の FAX を送付する。
- ①-3 → 保健所が運行依頼書を作成し、電話、Eメール等で依頼する。
- ②-1、②-2 → 専用ダイヤルでは、医療機関住所等を勘案のうえ、待機車両から配車を行い、当該車両を直ちに向かわせる。
- ③ → 運転手は、医療機関等へ駐車場の確認をするとともに到着予定時刻を連絡のうえ、陽性患者等を患者自宅等へ搬送する。
- ④、⑤ → 患者自宅等へ搬送後は、消毒場所に回送し、車両消毒等を行い、待機する。

【記入例（通常）】

運転日報

車両XXX（ジャパントクシー） 札幌XXXうXX-XX

令和4年10月01日（土） 00:00

運転手1：ああ ああ

運転手3：

～ 令和4年10月01日 24:00

運転手2：いい いい

運転手4：

出発時間	到着時間	運転手	行き先	備考
00:00	06:00	1	待機（〇〇（待機場所））	病院からの依頼時間を記入する。
06:00	06:30	1	病院A(東区北27条東)	
06:30	07:00	1	A宅(西区西町南)	
07:30	08:00	1	●●（消毒場所）	消毒
08:20	12:00	1	待機（〇〇（待機場所））	
12:00	13:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
13:00	13:30	2	病院B(北区北14条西)	12:35
14:00	14:30	2	B宅(北区麻生町)	
15:00	15:30	2	●●（消毒場所）	消毒
15:50	20:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
20:00	20:30	2	病院C(白石区菊水4条)※1	18:00
20:30	21:00	2	C宅(白石区南郷通北)	
21:00	21:30	2	●●（消毒場所）	消毒
21:50	24:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
健康チェック： <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり			特記事項 ※1_20:30到着時間指定	
アルコールチェック： <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり				
1日走行距離： 51 km				

【記入例（日をまたいだ場合）】

運転日報

車両XXX（ジャパントクシー） 札幌XXXうXX-XX

令和4年10月01日（土） 00:00

運転手1：ああ ああ

運転手3：うう うう

～ 令和4年10月02日 02:00

運転手2：いい いい

運転手4：

出発時間	到着時間	運転手	行き先	備考
00:00	06:00	1	待機（〇〇（待機場所））	
06:00	06:30	1	病院A(東区北27条東)	05:40
06:30	07:00	1	A宅(西区西町南)	
07:30	08:00	1	●●（消毒場所）	消毒
08:20	12:00	1	待機（〇〇（待機場所））	
12:00	13:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
13:00	13:30	2	病院B(北区北14条西)	12:35
14:00	14:30	2	B宅(北区麻生町)	
15:00	15:30	2	●●（消毒場所）	消毒
15:50	20:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
20:00	20:30	2	病院C(白石区菊水4条)※1	18:00
20:30	21:00	2	C宅(白石区南郷通北)	
21:00	21:30	2	●●（消毒場所）	消毒
21:50	23:50	3	待機（〇〇（待機場所））	
23:50	00:30	3	病院D(西区山の手5条)※2	
00:30	01:00	3	D宅(中央区南6条西)	
01:00	01:30	3	●●（消毒場所）	消毒
01:50	02:00	3	待機（〇〇（待機場所））	
健康チェック： <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり			特記事項 ※1_20:30到着時間指定 ※2_00:30到着時間指定	
アルコールチェック： <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり				
1日走行距離： 81 km				

車両・消毒回数等内訳明細書（10月度）

業務名	新型コロナウイルス感染症陽性患者等帰宅等支援事業
-----	--------------------------

日付	XX1号車					XX2号車					XX3号車					XX4号車				
	出	待	消	人	備考	出	待	消	人	備考	出	待	消	人	備考	出	待	消	人	備考
10月1日 (土)	○		2	2		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月2日 (日)	○		1	1			○	0	0		○		0	0	出発後キャンセル有	○		2	2	
10月3日 (月)	○		1	1		○		1	1		○		1	1			○	0	0	
10月4日 (火)	○		1	1			○	0	0		○		1	1			○	0	0	
10月5日 (水)		○	0	0		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月6日 (木)		○	0	0			○	0	0		○		1	1		○		2	2	
10月7日 (金)	○		1	1		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月8日 (土)	○		1	1			○	0	0		○		1	1			○	0	0	
10月9日 (日)	○		0	0	出発後キャンセル有	○		1	1		○		1	1			○	0	0	
10月10日 (月)	○		1	1			○	0	0		○		1	1			○	0	0	
10月11日 (火)	○		1	1		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月12日 (水)	○		1	1			○	0	0		○		1	1		○		2	2	
10月13日 (木)	○		1	1		○		1	1		○		2	2		○		2	2	
10月14日 (金)	○		1	1			○	0	0			○	0	0		○		2	2	
10月15日 (土)	○		1	1		○		1	1			○	0	0			○	0	0	
10月16日 (日)	○		1	1			○	0	0			○	0	0			○	0	0	
10月17日 (月)	○		3	4		○		1	1			○	0	0		○		2	2	
10月18日 (火)	○		1	1			○	0	0			○	0	0		○		2	2	
10月19日 (水)	○		1	1		○		1	1			○	0	0		○		2	2	
10月20日 (木)		○	0	0			○	0	0			○	0	0		○		2	2	
10月21日 (金)		○	0	0		○		0	0	出発後キャンセル有		○	0	0		○		2	2	
10月22日 (土)		○	0	0			○	0	0		○		1	2		○		2	2	
10月23日 (日)		○	0	0		○		1	1		○		1	2			○	0	0	
10月24日 (月)	○		1	1			○	0	0		○		1	2			○	0	0	
10月25日 (火)	○		1	1		○		1	1		○		0	0	出発後キャンセル有		○	0	0	
10月26日 (水)	○		1	1			○	0	0		○		1	1		○		2	2	
10月27日 (木)	○		1	1		○		1	1		○		2	2		○		2	2	
10月28日 (金)	○		1	1			○	0	0		○		1	1		○		2	2	
10月29日 (土)	○		2	2		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月30日 (日)	○		1	1			○	0	0		○		1	1			○	0	0	
10月31日 (月)	○		1	1		○		1	1		○		2	2		○		2	2	

計				
出動あり	25	16	23	20
出動なし待機	6	15	8	11
消毒回数	28	15	24	40
搬送人数	29	15	27	40

※稼働状況の凡例 出：出動あり 待：出動なし待機 消：消毒回数 人：搬送人数

集計表(10月度)


業務名		新型コロナウイルス感染症陽性患者等帰宅等支援事業				
No.	号車	出動日数	待機日数	消毒回数	搬送人数	備考
1	X X 1	25	6	28	29	出発後キャンセル1回
2	X X 2	16	15	15	15	出発後キャンセル1回
3	X X 3	23	8	24	27	出発後キャンセル2回
4	X X 4	20	11	40	40	
5	X X 5	15	16	17	17	
6	X X 6	12	19	15	15	
7	X X 7	20	11	20	20	
8	X X 8	10	21	13	13	
計		141	107	172	176	

【 事故発生時の対応 】

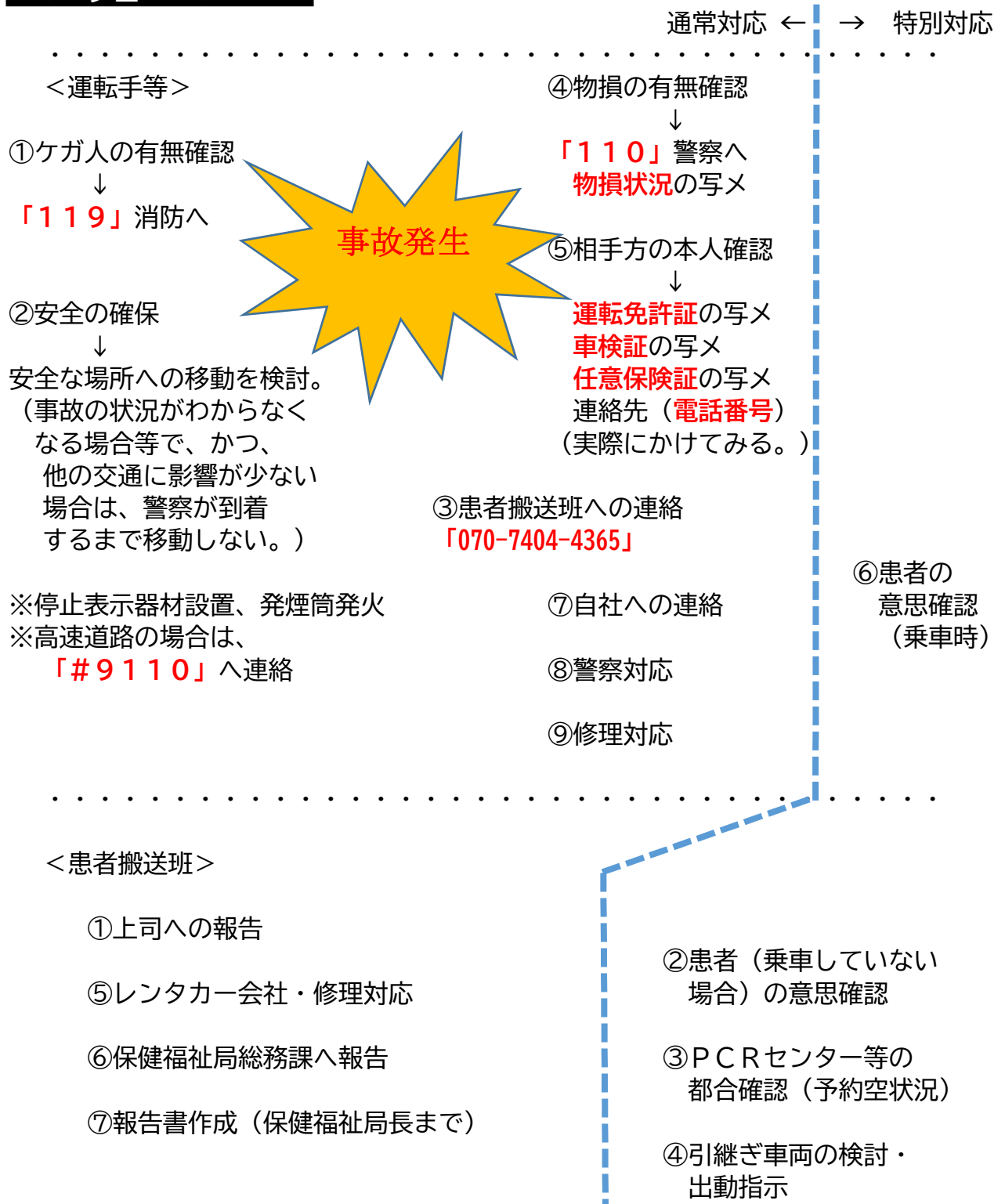
< 全般 >

- ・事故が発生した場合は、ケガ人の救助、救急車の要請、警察への連絡、事故相手の確認、事故状況の記録等、通常考えられる事故対応にあたってください。
- ・ケガ人の救助にあたって、**新型コロナウイルス感染症陽性患者等**（疑い等を含む。以下「陽性患者等」という。）の救助の際は防護服等を着用のまま実施し、陽性患者等の以外の救助の際は防護服等を脱いで実施してください。脱いだ防護服等は、搬送車両内に他者が触れないような状態で置いてください。
- ・救急車の要請、警察への連絡、事故相手との接触にあたっては、**陽性患者等の搬送車両**であることを伝えてください（消防、警察は、防護服等着用のうえ現場に来ます。）。
- ・パターンは、次の6通りを想定しております。
 - （1）基地出発後、陽性患者宅等へ到着前（一度も陽性患者等を乗せていない状態）
 - （2）患者を乗せている状態で、搬送先（PCRセンター、病院、宿泊療養施設等）へ到着前
 - （3）患者を乗せている状態で、搬送先からの帰路（自宅、病院等）へ到着前
 - （4）患者の送迎を終え、患者を乗せていない状態で、基地（消毒場）への到着前
 - （5）基地内・駐車場での物損事故（車両消毒済み）
 - （6）高速道路上での事故

< 連絡先 >

- | | | | |
|-------------------|----------------------|---|---|
| ・消 防 | 119 |  | ～ 新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両 であることを伝えたくて、事故の説明をしてください。 |
| ・警 察 | 110 | | |
| ・保健所 | 070-7404-4365 | ～ 患者搬送班代表電話。事故対応及び代替車両の派遣等の検討。 | |
| ・法人各社 | | ～ 法人タクシー等の場合。 | |
| ・高速道路上の非常電話(24時間) | | | 1 kmおきに設置 |
| ・道路緊急ダイヤル(24時間) | | #9910 | 高速道路 |
| ・東日本高速道路(株)北海道支社 | | 011-896-5301 | |

< フロー >



< 現場で確認する事項(主なもの) >

- ・ ケガの程度
- ・ 事故の時間
- ・ 事故の場所(住所、交差点か直線道路か、路面状況、信号の状況等)
- ・ こちらや相手車両が停止していたか、動いていたか等
- ・ 付近の車両や歩行者の状況
- ・ 車両が自走可能か、ドアの開閉が可能か等

< パターン（１）基地出発後、陽性患者宅等へ到着前（一度も陽性患者等を乗せていない状態） >

通常対応 + 患者の意思確認 + PCRセンター等都合確認 + 引継ぎ車両検討
(患者搬送班) (患者搬送班) (患者搬送班)

消防、警察へは、新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であるが、陽性患者等をまだ乗せていないことを伝えたいので、事故の説明をしてください（運転手等が防護服等を着用しているため。消防、警察は、防護服等の着用はしない。）。

また、事故処理には時間がかかるため、患者の意思（この後、検査等に行くかどうか）と、PCRセンター等受け入れ側の都合の確認のうえ、患者の意思を尊重し対応を検討する流れとする。

患者搬送班では、PCRセンター等受け入れ側の都合や引継ぎ車両の都合等を勘案し、後の行程を作成・指示する。

< パターン（２）患者を乗せている状態で、搬送先（PCRセンター、病院、宿泊療養施設等）への到着前 >

通常対応 + 患者の意思確認 + PCRセンター等都合確認 + 引継ぎ車両検討
(運転手) (患者搬送班) (患者搬送班)

消防、警察へは、新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であることを伝えたいので、事故の説明をしてください（消防、警察は、防護服等を着用してくる。）。

また、事故処理には時間がかかるため、患者の容態が即病院への搬送が必要という状態でなければ、患者の意思（この後、検査等に行くか、自宅へ戻るか）と、PCRセンター等受け入れ側の都合の確認のうえ、患者の意思を尊重し対応を検討する流れとする。

患者搬送班では、PCRセンター等受け入れ側の都合や引継ぎ車両の都合等を勘案し、後の行程を作成・指示する。

< パターン（３）患者を乗せている状態で、搬送先からの帰路（自宅、病院等）への到着前 >

通常対応 + 引き継ぎ車両検討
(患者搬送班)

消防、警察へは、新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であることを伝えたいので、事故の説明をしてください。

また、事故処理には時間がかかるため、患者の容態が即病院への搬送が必要という状態でなければ、患者を自宅等へ早めに搬送するため、患者搬送班に連絡のうえ、引継ぎ車両の出動を要請する。

< パターン（４）患者の送迎を終え、患者を乗せていない状態で、
基地（消毒場）への到着前 >

通常対応。

消防、警察へは、新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であることを伝え、事故の説明をしてください。

< パターン（５）基地内・駐車場での物損事故（車両消毒済み） >

他車両・施設への影響を確認のうえ、患者搬送班へ連絡する。

< パターン（６）高速道路上の事故 >

★ 本線、路肩を**歩き回らない**！

★ 後続車に**合図**を！

★ 降車し、安全な場所へ**避難**を！

・高速道路上の非常電話(24時間)

・道路緊急ダイヤル（24時間）

#9910

速やかに車を路肩に移動してください。

ハザードランプ点灯、

停止表示器材設置、

発煙筒を発火

車の中に留まることは危険。

ガードレールの外側などに待避する。

陽性患者等とは3 m程度離れる。

1 kmおきに設置されている。

新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であることを伝える